

## 関税法施行規則の一部を改正する省令について

平成16年度関税改正において、税関における水際取締りを強化しつつ、輸入通関手続の一層の迅速化を図る観点から、業として貨物を輸入する者について帳簿書類の保存を義務づけ、またあらかじめ税関長の承認を受けた場合には、当該保存すべき帳簿書類の保存に代えて、電磁的記録等での保存を行えるようにする等の改正を行った。

これに伴い、今般、当該承認の申請等の手続きを明確化するため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則を準用する（第9条新設）等所要の整備を行うこととしたものである（平成16年10月1日施行）。